

議案第35号

守谷市営住宅管理条例の一部を改正する条例

守谷市営住宅管理条例（平成9年守谷町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年 3月 9日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
35号	1

守谷市営住宅管理条例の一部を改正する条例

守谷市営住宅管理条例（平成9年守谷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第30条、」を「第21条、」に、「第30条の」を「第40条の」に改める。

第8条第2項中「第9条」を「第10条」に改める。

第15条第1項中「第27条及び第30条」を「第28条及び第31条」に改め、同項ただし書中「第35条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第4項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第18条第1項中「第31条第1項又は第36条第1項」を「第32条第1項又は第37条第1項」に、「第41条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条第4項中「第40条」を「第41条」に改める。

第19条第1項中「第10条第1項第2号」を「第11条第1項第2号」に、「第14条第4項」を「第15条第4項」に改め、同条第2項中「第16条」を「第17条」に改め、同条第3項ただし書中「第20条」を「第21条」に改める。

第28条第1項中「第15条第2項」を「第16条第2項」に、「第5条第1項第3号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第30条第1項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第2項中「第16条及び第17条」を「第17条及び第18条」に改める。

第31条第1項中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条第2項中「第27条第2項」を「第28条第2項」に改める。

第33条第1項中「第14条第1項及び第29条第1項」を「第15条第1項及び第30条第1項」に改め、同条第3項中「第16条及び第17条」を「第17条及び第18条」に改め、同条第4項中「第16条」を「第17条」に改める。

議案	頁数
35号	2

第35条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第27条及び第30条」を「第28条及び第31条」に改め、同条第2項中「第37条」を「第38条」に、「第27条及び第30条」を「第28条及び第31条」に改める。

第36条第1項中「第14条第1項、第29条第1項若しくは第32条第1項」を「第15条第1項、第30条第1項若しくは第33条第1項」に、「第16条（第29条第2項又は第32条第3項）」を「第17条（第30条第2項又は第33条第3項）」に、「第18条第2項」を「第19条第2項」に、「第31条第1項」を「第32条第1項」に、「第33条」を「第34条」に、「第37条」を「第38条」に改める。

第37条第3項前段中「第32条第2項」を「第33条第2項」に改め、同項後段中「第32条第2項」を「第33条第2項」に、「第36条第1項」を「第37条第1項」に改める。

第39条及び第40条中「第14条第1項、第29条第1項又は第32条第1項」を「第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項」に改める。

第41条第2項中「第26条」を「第27条」に改める。

第42条第1項第5号中「第12条、第13条及び第21条から第26条まで」を「第13条、第14条及び第22条から第27条まで」に改める。

第43条第3号中「第41条第1項第1号」を「第42条第1項第1号」に改める。

第46条第2項中「第17条」を「第18条」に改める。

第49条第2項中「第18条第3項」を「第19条第3項」に改める。

第50条第1項第5号中「第42条」を「第43条」に改め、同条第2項中「第41条第2項」を「第42条第2項」に改める。

第51条中「第23条、第24条、第25条、第26条第1項本文及び第40条第1項」を「第24条、第25条、第26条、第27条第1項本文及び第

議案	頁数
35号	3

4 1条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案	頁 数
35 号	4

提案理由（議案第35号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことにより、同法の引用条項を改正するとともに、あわせて条文中の引用条項のズレを改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
35号	5

参考資料

守谷市営住宅管理条例新旧対照表

改 正	現 行
(入居者資格の特例) 第7条 (略) 2 (略) 3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号） <u>第21条</u> ，東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号） <u>第40条</u> の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項に掲げる条件を具備する者とみなす。	(入居者資格の特例) 第7条 (略) 2 (略) 3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号） <u>第30条</u> ，東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号） <u>第30条</u> の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項に掲げる条件を具備する者とみなす。
(入居の申込み及び入居予定者の決定) 第8条 (略) 2 市長は、前項の規定により入居の申込みがあったときは、次条及び <u>第10条</u> に定める場合を除くほか、当該申込みをした者を市営住宅の入居予定者として決定するものとする。 3 (略)	(入居の申込み及び入居予定者の決定) 第8条 (略) 2 市長は、前項の規定により入居の申込みがあったときは、次条及び <u>第9条</u> に定める場合を除くほか、当該申込みをした者を市営住宅の入居予定者として決定するものとする。 3 (略)
(家賃の決定) 第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により市長が認定した収入（同条第3項の規定により更正した場合には、その更正後の収入。 <u>第2</u>	(家賃の決定) 第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により市長が認定した収入（同条第3項の規定により更正した場合には、その更正後の収入。 <u>第2</u>

3 5 加	議 辦
6	議 辦

8条及び第31条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算定した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、入居者が第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2及び3 (略)

4 入居者が入居後最初に第1項の規定により算定される家賃を支払うまでの間の家賃は、第8条第1項の規定により申告された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算定した額とする。

(家賃の納付)

第18条 市長は、入居指定日から当該市営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、当該明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日。第42条第1項による明渡しの請求があったときは、明渡しの請求があった日）までの期間について家賃を徴収する。

2及び3 (略)

4 入居者が第41条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわら

7条及び第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算定した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、入居者が第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2及び3 (略)

4 入居者が入居後最初に第1項の規定により算定される家賃を支払うまでの間の家賃は、第7条第1項の規定により申告された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算定した額とする。

(家賃の納付)

第18条 市長は、入居指定日から当該市営住宅を明け渡した日（第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、当該明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日。第41条第1項による明渡しの請求があったときは、明渡しの請求があった日）までの期間について家賃を徴収する。

2及び3 (略)

4 入居者が第40条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわら

ず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第19条 第11条第1項第2号に規定する敷金の額は、第15条第4項の規定により算出した家賃の2月分に相当する金額とする。

2 市長は、第17条に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、規則で定める基準により、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 敷金は、入居者がその住宅を明け渡すときに、これを還付する。ただし、家賃及び損害賠償金のうち未納のもの並びに第21条に規定する入居者が負担すべき費用のうちまだ負担していないものがあるときは、敷金のうちからこれらの額を控除した額を還付する。

4 (略)

(収入超過者に関する認定)

第28条 市長は、入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第16条第2項の規定により認定した当該入居者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超えるときは、毎年度、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知しなければならない。

2 (略)

ず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第19条 第10条第1項第2号に規定する敷金の額は、第14条第4項の規定により算出した家賃の2月分に相当する金額とする。

2 市長は、第16条に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、規則で定める基準により、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 敷金は、入居者がその住宅を明け渡すときに、これを還付する。ただし、家賃及び損害賠償金のうち未納のもの並びに第20条に規定する入居者が負担すべき費用のうちまだ負担していないものがあるときは、敷金のうちからこれらの額を控除した額を還付する。

4 (略)

(収入超過者に関する認定)

第28条 市長は、入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第15条第2項の規定により認定した当該入居者の収入の額が第5条第1項第3号の金額を超えるときは、毎年度、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知しなければならない。

2 (略)

35 加	議案
6	頁数

(収入超過者に対する家賃)

第30条 収入超過者が市営住宅に引き続き入居している場合には、当該認定に係る期間、当該市営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者に対して認定した収入の額を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により算定した額とする。

2 第17条及び第18条の規定は、前項の規定による家賃について準用する。

(高額所得者の認定)

第31条 市長は、入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第16条第2項の規定により認定した当該入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知しなければならない。

2 第28条第2項の規定は、前項の規定による認定について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 高額所得者が市営住宅に引き続き入居している場合には、当該市営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第30条 収入超過者が市営住宅に引き続き入居している場合には、当該認定に係る期間、当該市営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者に対して認定した収入の額を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により算定した額とする。

2 第16条及び第17条の規定は、前項の規定による家賃について準用する。

(高額所得者の認定)

第31条 市長は、入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第15条第2項の規定により認定した当該入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知しなければならない。

2 第27条第2項の規定は、前項の規定による認定について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 高額所得者が市営住宅に引き続き入居している場合には、当該市営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 (略)

35 加	議 案
10	頁 数

3 第17条及び第18条の規定は、第1項の規定による家賃について準用する。

4 第17条の規定は、第2項の規定による金銭について準用する。この場合において、第17条中「家賃」とあるのは、「金銭」と読み替えるものとする。

(期間通算)

第35条 第7条第1項の規定により第6条第1項に掲げる条件を具備するとみなされる者が市営住宅に入居した場合における第28条及び第31条の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該市営住宅に入居している期間に通算する。

2 第38条の規定による入居の申出をした者が市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居した場合における第28条及び第31条の規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第15条第1項、第30条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第30条第2項又は第33条第3項若しくは第

3 第16条及び第17条の規定は、第1項の規定による家賃について準用する。

4 第16条の規定は、第2項の規定による金銭について準用する。この場合において、第16条中「家賃」とあるのは、「金銭」と読み替えるものとする。

(期間通算)

第35条 第6条第1項の規定により第5条第1項に掲げる条件を具備するとみなされる者が市営住宅に入居した場合における第27条及び第30条の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該市営住宅に入居している期間に通算する。

2 第37条の規定による入居の申出をした者が市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居した場合における第27条及び第30条の規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第14条第1項、第29条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第29条第2項又は第32条第3項若しくは第

4項において準用する場合を含む。) の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予, 第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予, 第32条第1項の規定による明渡しの請求, 第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の手続に關し必要があると認めるときは, 入居者の収入の状況について, 当該入居者若しくはその雇主, その取引先その他の関係人に報告を求め, 又は官公署に必要な書類を閲覧させ, 若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2及び3 (略)

(市営住宅建替事業による明渡しの請求等)

第37条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する入居者については, 第33条第2項の規定を準用する。この場合において, 第33条第2項中「前条第1項」とあるのは「第37条第1項」と, 「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は, 前条の申出をした者を市営住宅に入居させる場合において, 当該市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり, 当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるとき

4項において準用する場合を含む。) の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予, 第18条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予, 第31条第1項の規定による明渡しの請求, 第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の手続に關し必要があると認めるときは, 入居者の収入の状況について, 当該入居者若しくはその雇主, その取引先その他の関係人に報告を求め, 又は官公署に必要な書類を閲覧させ, 若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2及び3 (略)

(市営住宅建替事業による明渡しの請求等)

第37条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する入居者については, 第32条第2項の規定を準用する。この場合において, 第32条第2項中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と, 「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は, 前条の申出をした者を市営住宅に入居させる場合において, 当該市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり, 当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるとき

3 5 加	議 案
1 1	頁 数

は、第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い、当該公営住宅の入居者を市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の返還手続)

第41条 (略)

2 入居者は、第27条の規定により市営住宅を模様替えし、又は市営住宅の敷地内に建物若しくは工作物を設置したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で現状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡しの請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

は、第14条第1項、第29条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い、当該公営住宅の入居者を市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第29条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の返還手続)

第41条 (略)

2 入居者は、第26条の規定により市営住宅を模様替えし、又は市営住宅の敷地内に建物若しくは工作物を設置したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で現状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡しの請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

35 加	議案
12	頁数

(1) から (4) まで (略)
 (5) 第13条, 第14条及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。

(6) 及び (7) (略)

2から6まで (略)

(使用者の資格)

第43条 市営住宅の共同施設として設置された駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 第42条第1項第1号のいずれの場合にも該当しないこと。

(使用料の納付)

第46条 (略)

2 前項の規定については、第18条の規定を準用する。この場合において、「入居指定日」とあるのは「使用開始日」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(保証金)

第49条 (略)

2 第19条第3項及び第4項の規定は、保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは

(1) から (4) まで (略)
 (5) 第12条, 第13条及び第21条から第26条までの規定に違反したとき。

(6) 及び (7) (略)

2から6まで (略)

(使用者の資格)

第43条 市営住宅の共同施設として設置された駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 第41条第1項第1号のいずれの場合にも該当しないこと。

(使用料の納付)

第46条 (略)

2 前項の規定については、第17条の規定を準用する。この場合において、「入居指定日」とあるのは「使用開始日」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(保証金)

第49条 (略)

2 第18条第3項及び第4項の規定は、保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは

「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と読み替える。

(駐車場の明渡しの請求)

第50条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用者に対し使用の決定を取り消し、当該駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) から (4) まで (略)
- (5) 第43条に掲げる使用者の資格を失ったとき。
- (6) (略)

2 前項の規定については、第42条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「近傍同種の駐車場の料金の額」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(市営住宅の管理に関する規定の準用)

第51条 本章に定めるもののほか、駐車場の管理については、第24条、第25条、第26条、第27条第1項本文及び第41条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と読み替える。

(駐車場の明渡しの請求)

第50条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用者に対し使用の決定を取り消し、当該駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) から (4) まで (略)
- (5) 第42条に掲げる使用者の資格を失ったとき。
- (6) (略)

2 前項の規定については、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「近傍同種の駐車場の料金の額」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(市営住宅の管理に関する規定の準用)

第51条 本章に定めるもののほか、駐車場の管理については、第23条、第24条、第25条、第26条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。